

いよいよ10月よりインボイス制度が始まりました。
今月号では、インボイス制度の注意すべき点についてピックアップしてお伝えいたします。

9月15日、ETCクレジットカードのETC料金（高速道路代金）の仕入税額控除に係るインボイスの保存対応が示されました。

クレジットカード明細の保存で利用証明書の取得は道路会社ごとに1回でOK

ETCクレジットカード利用時の高速利用料に仕入税額控除を適用するには、原則、web上の「ETC利用照会サービス」から、全ての高速道路の利用に係る「利用証明書」をダウンロードすることが必要です。

しかし、全ての高速道路の利用に係るインボイスを取得するのはかなりの負担になると予測されるため、任意の「1回分」の「利用証明書」と、クレジットカード会社から発行される「クレジットカード利用明細書」（取引日や取引内容、取引金額が分かる利用明細データ等）を、利用した高速道路会社ごとに取得しておけば、仕入税額控除が可能となります。（【参考】）

この場合、任意の1回分の「利用証明書」を取得した後は、その後同社の高速道路を利用した際に生じた取引の「利用証明書」を取得する必要はありません。

【参考】ETC料金のインボイス対応

カードの種類	インボイスとして保存するもの
ETCクレジットカード	原則、全ての高速道路利用分に係る「利用証明書」 （定期的に利用分を取得）
	クレジットカード会社から受領する「クレジットカード利用明細書」 +利用した高速道路会社等の1回分の「利用証明書」の保存でもOK （「利用証明書」の取得は利用した高速道路会社等ごとに1回のみ）
ETCパーソナルカード	ETCパーソナルカード事務局から送付される請求書
ETCコーポレートカード	高速道路会社等から送付される請求書